

新型コロナウイルスに感染した患者の確認について（41 例目）最終報

4月23日に陽性が確認された新型コロナウイルス感染患者（41 例目）について、症状が改善し、退院基準*を満たしたことから、5月15日に県内宿泊療養施設から退所されましたのでお知らせします。下線部が追加変更部分です。

患者 41	1 年代	30 歳代	
	2 性別	男性	
	3 職業	地方公務員	
	4 居住地	尼崎市	
	5 症状、経過	4月16日	発熱あり
		4月17日	咳、倦怠感あり。市内A医療機関を受診
		4月20日	再度、市内A医療機関を受診
		4月22日	尼崎市帰国者・接触者外来を受診し、検体を採取
4月23日		PCR検査陽性確定。容体は安定	
	4月24日	<u>尼崎市内感染症指定医療機関に入院</u>	
	4月29日	<u>尼崎市内感染症指定医療機関から、県内宿泊療養施設に入所</u>	
	5月15日	<u>県内宿泊療養施設を退所</u>	
6 行動歴	4月14日 勤務 4月15日 勤務（在宅） 4月16日 勤務（午後から帰宅） 4月17日以降は自宅で過ごす。勤務中はマスク着用。通勤は電車。 海外渡航歴なし		
7 濃厚接触者	同居人1人（ <u>尼崎市発表47例目</u> ）。 <u>職場の濃厚接触者は管轄保健所において対応終了。</u> <u>その他濃厚接触者はなし</u>		
8 その他	—		

※退院基準（令和2年2月18日付健感発0218第3号厚生労働省健康局結核感染症課長通知
一部改正 令和2年4月2日付健感発0402第1号（抜粋））

37.5度以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向であることに加え、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合とする。

上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。